

船舶事故調査報告書

令和2年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年9月24日 12時19分ごろ
発生場所	京浜港扇島南東方沖 東京湾中ノ瀬西方第3号灯標から真方位008° 1,570m付近 (概位 北緯35°26.0′ 東経139°44.9′)
事故の概要	液体化学薬品ばら積船 <sup>にちわ</sup> 日和丸は、南西進中、また、油タンカー第三光正丸 <sup>こうせい</sup> は、南南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年10月3日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液体化学薬品ばら積船 日和丸、497トン 143466、大豊運輸株式会社 B 油タンカー 第三光正丸、101トン 133450、栄福船舶株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 球状船首に凹損及び擦過傷 B 左舷船尾部外板に亀裂、凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか4人が乗り組み、自動操舵により約12ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南西進していた。 A船は、船長Aが、単独で当直中、少しの間なら構わないと思い、船橋後部の海図台で書類の整理を行っていたところ、昇橋してきて前方を見た機関長からB船が間近に迫っている旨を知らされ、自らも右舷船首方至近にB船を認め、主機を停止し、左舵を取ったものの、A船の球状船首とB船の左舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、船長Bが当直に当たり、約8.3knの速力で手動操舵により南南西進中、機関室から昇橋した機関長が船長BにA船が左舷船尾方至近に接近していることを知らせて間もなくA船と衝突した。 船長Bは、目視のみで船首方の見張りを行っていたが、視界が良好であり、追越し船がいても避航してくれるので、船尾方の見張りを行っていなかった。
分析	A船は、南西進中、船長Aが、船橋後部の海図台で書類の整理を行

	<p>いながら航行を続けたことから、B船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南南西進中、船長Bが、追越し船が避航してくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、左舷船尾方至近に接近したA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が南西進中、B船が南南西進中、船長Aが、船橋後部の海図台で書類の整理を行いながら航行を続け、また、船長Bが、追越し船が避航してくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、海図台又は海図室での書類整理を行わず、見張りに専念すること。</li> <li>・ 船長は、航行中、追越し船が避航してくれると思うことなく、常時、適切な周囲の見張りを行うこと。</li> </ul>